

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の書面又はインターネットによる議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申しあげます。



第9期

定時株主総会 招集ご通知



2022年3月23日（水曜日）

午前10時30分（受付開始：午前10時）



東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

場所

ベルサール六本木

グランドコンファレンスセンター

Room A+B

決議事項

第1号議案：資本準備金の額の減少の件

第2号議案：定款一部変更の件

第3号議案：取締役5名選任の件

第4号議案：監査役1名選任の件

第5号議案：監査役の報酬額改定の件

BASE株式会社

証券コード：4477

証券コード 4477
2022年3月3日

株主各位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー37階
B A S E 株式会社
代表取締役CEO 鶴岡裕太

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主の皆様の健康への配慮のため、株主総会会場への当日のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、書面又はインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただくか、「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご確認いただき、2022年3月22日（火曜日）午後7時までにインターネットによって議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午前10時30分より（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA+B
3. 目的事項
 1. 報告事項
 1. 第9期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

2. 決議事項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://binc.jp/ir/meeting>) に掲載させていただきます。

※本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://binc.jp/ir/meeting>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、実施してください。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
2. インターネットによる議決権行使は、2022年3月22日（火曜日）午後7時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権が行使された場合、インターネットによる議決権行使を有効といいたします。
4. インターネットにより複数回議決権が行使された場合、最後に行われたものを有効といいたします。
5. パソコンにより議決権を行使される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
6. スマートフォンにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。ただし、QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能ですので、2回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただく必要があります。また、ご利用のスマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。その場合には、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力の上、議決権行使していただくようお願い申し上げます。
7. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）
時間 午前9時～午後9時

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の機動的な資本政策の実現を図るため、資本準備金の額を減少してその他資本剰余金とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 減少する資本準備金の額

7,362,789,965円

2. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症等の拡大や天災地変が発生し、株主総会を開催する時点においてもその影響が継続しているような場合を想定し、株主総会の場所を設けて株主総会を開催すること自体が、株主総会の開催方法として必ずしも最良の選択肢ではない場合が今後想定し得ると考えております。

そこで、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益に照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、定款規定につき所要の変更をお願いするものであります。

(2) 2022年9月1日をもって施行される「会社法の一部を改正する法律」により、新たに株主総会参考書類等を電子提供とすることに伴い、定款第15条を追加するものであります。電子提供によって早期に充実した内容の株主総会資料を提供できるものと考えております。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、現行の定款第15条を削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りです。なお、下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第1条～第11条 条文省略 (招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。 (新設)	第1条～第11条 現行どおり (招集) 第12条 現行どおり <u>2 当会社は、感染症拡大又は天変地異の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益に照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条～第14条 条文省略 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	第13条～第14条 現行どおり (削除) <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第42条 条文省略 (新設)	第16条～第42条 現行どおり (附則) <u>1 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定に関わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。なお、本議案は取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえたうえで付議しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	つる 鶴岡 裕太 (1989年12月28日)	<p>2012年12月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任）</p> <p>2018年1月 PAY株式会社 取締役就任</p> <p>2018年1月 BASE BANK株式会社 代表取締役就任</p> <p>2020年12月 株式会社CAMPFIRE 取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社CAMPFIRE 取締役</p>	16,134,802株
2	はら 原田 健 (1977年3月28日)	<p>2000年4月 安藤建設株式会社（現：株式会社安藤・間）入社</p> <p>2007年9月 株式会社ミクシィ 入社</p> <p>2013年8月 株式会社フリーカウト（現：株式会社フリーカウト・ホールディングス）入社</p> <p>2015年6月 当社 入社</p> <p>2016年2月 当社 取締役CFO就任</p> <p>2018年1月 PAY株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>2018年1月 BASE BANK株式会社 取締役就任</p> <p>2021年3月 当社 取締役上級執行役員CFO就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>PAY株式会社 取締役</p>	214,681株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	志村正之 (1958年9月7日)	<p>1982年4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2010年4月 同行 執行役員アジア・大洋州本部長就任</p> <p>2015年4月 同行 専務執行役員（経営会議メンバー）就任</p> <p>2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任</p> <p>2018年6月 同社 代表取締役専務執行役員就任</p> <p>2019年7月 株式会社Shimura&Partners設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年8月 当社 社外取締役就任（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社bitFlyer 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社Shimura&Partners 代表取締役</p>	4,061株
4	飯島三智 (1958年2月20日)	<p>1978年6月 株式会社ジャニーズ事務所 入社</p> <p>2005年6月 株式会社ジェイ・ドリーム 取締役就任</p> <p>2016年7月 株式会社CULEN設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2018年4月 株式会社モボ・モガ設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年3月 当社 社外取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社CULEN 代表取締役</p> <p>株式会社モボ・モガ 代表取締役</p>	1,561株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	まつざきみさ (1970年11月18日) 【新任】	<p>1993年4月 株式会社モベラ 入社</p> <p>1997年6月 株式会社アガスタ設立 代表取締役就任</p> <p>2010年12月 一般社団法人ナチュラルビューティスト協会設立 代表理事就任</p> <p>2014年6月 株式会社People Worldwide設立 代表取締役就任</p> <p>2014年6月 ゲンダイエージェンシー株式会社 取締役就任</p> <p>2017年7月 株式会社WORK JAPAN設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2021年11月 Apricot Planet Pte.Ltd設立 代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社WORK JAPAN 代表取締役</p> <p>Apricot Planet Pte.Ltd 代表取締役</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松崎みさ氏の戸籍上の氏名は江戸みさ氏であります。
3. 志村正之氏、飯島三智氏、松崎みさ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただけるものと判断したためであります。同氏に期待される役割は、上記の経験に基づく当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督であります。
5. 飯島三智氏を社外取締役候補者とした理由は、自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、当社経営に有益な助言と監督を行っていただけるものと判断したためであります。同氏に期待される役割は、上記の経験に基づく当社経営に有益な助言と監督であります。
6. 松崎みさ氏を社外取締役候補者とした理由は、自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただけるものと判断したためであります。同氏に期待される役割は、上記の経験に基づく当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督であります。
7. 志村正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって2年7ヶ月となります。
8. 飯島三智氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって1年となります。
9. 当社は、志村正之氏、飯島三智氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でおります。志村正之氏の選任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

10. 松崎みさ氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
11. 志村正之氏、飯島三智氏は、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との責任限定契約を継続する予定であります。また、松崎みさ氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
12. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者は当社グループのすべての取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告22頁をご参照ください。

(ご参考)

本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキルマトリックス（上級執行役員含む。）は以下のとおりとなります。

	取締役					上級執行役員	
	鶴岡裕太	原田健	志村正之	飯島三智	松崎みさ	山村兼司	藤川真一
経営経験	●	●	●	●	●	●	●
財務・会計		●					
法務・コンプライアンス・リスク管理		●	●				
ESG・サステイナビリティ	●	●	●	●	●		
人事・組織開発			●	●	●	●	●
マーケティング・ブランドマネジメント	●			●		●	
IT	●	●					●
情報セキュリティ							●
業界知見	●	●	●	●	●	●	●
国際性			●		●		

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の阿久津操氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
星千絵 (1972年3月6日) 【新任】	1998年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員） 2004年9月 田辺総合法律事務所 入所 2006年4月 田辺総合法律事務所 パートナー就任（現任） 2014年4月 防衛調達審議会委員就任（現任） 2021年3月 当社 補欠監査役（現任） 2021年6月 鴻池運輸株式会社 社外監査役就任（現任） 2021年6月 学校法人大東文化学園 理事就任（現任）	0株

- (注) 1. 星千絵氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外監査役候補者であります。
3. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。
4. 同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる賠償金を補填することとしております。被保険者はすべての監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告22頁をご参照ください。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額19百万円以内とすることをご承認いただいております。

今般、監査役の責務や期待される役割の拡大その他諸般の事情を勘案して、本株主総会において、当社の監査役の報酬額を年額30百万円以内とすることにつき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であり、第4号議案が原案どおり承認可決されました場合でも、員数に変更はございません。

以上

事業報告 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、ネットショッップ作成サービス「BASE」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びSMB(Small and Medium Business)層をエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、全国のワクチン接種者数が増加したものの収束は未だ見通せず、依然先行きが不透明な状況が続いております。このような事業環境においてBASE事業では、中長期にわたる持続的な成長のため、引き続き個人及びSMB層をターゲットとした積極的なマーケティングや、ショッップ運営の利便性を向上させる機能拡充に努めております。PAY事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、加盟店数の拡大に努めております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は9,931百万円（前年同期比19.8%増）、営業損失は977百万円（前年同期は営業利益803百万円）、経常損失は960百万円（前年同期は経常利益747百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,194百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益584百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は26百万円であります。その主なものは、人員増加に伴うPCの購入等23百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で総額12,000百万円の当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題として考える事項は以下のとおりであります。

① 開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

また、当社グループは2021年12月末時点においてプロダクト人員が121名在籍しておりますが、さらなる優秀な技術者の確保、職場環境の向上に努めてまいります。

② 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を適時に採用し、開発体制や内部管理体制を強化することが重要な課題であると考えております。

そのため、採用イベントの開催や社員紹介制度の導入等、採用方法の多様化を図り、当社グループの求める資質を兼ね備え、また当社グループの企業風土にあった人材の採用を進めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、持続的な成長と企業価値の

向上を図るために、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

④ サービスの健全性の確保

当社グループは、取引の場を提供する事業者として、ショッピング運営者や購入者をはじめとするあらゆるステークホルダーが安心して取引を行うことができるよう、サービスの健全性を確保することが重要な課題であると考えております。

そのため、専門部署を設置し、サービスの健全性を確保するための取り組みを進めております。具体的には、当社が保有する取引データを機械学習の活用等により分析し、不正決済や不適切な商品の販売を検知・防止することで、サービスの健全性の確保を図っております。

⑤ 規律ある先行投資の実行

従来からTVCMやオンライン広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくためのプロダクト人員等の採用など、積極的に先行投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくためにこうした先行投資が必要であるため、継続的に先行投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準に鑑みたコストコントロールを行い、規律をもった先行投資を実行してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期	第8期 2020年12月期	第9期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	2,352	3,849	8,288	9,931
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△798	△455	747	△960
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△854	△459	584	△1,194
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△23.69	△7.75	5.64	△10.80
総資産(百万円)	6,951	10,458	28,505	31,991
純資産(百万円)	1,737	3,158	16,217	15,105
1株当たり純資産額(円)	△85.80	30.94	147.84	135.48

- (注) 1. 当社では、第7期より連結計算書類を作成しております。第6期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第6期 2018年12月期	第7期 2019年12月期	第8期 2020年12月期	第9期 2021年12月期 (当事業年度)
売上高(百万円)	1,982	3,198	7,321	8,420
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△613	△272	887	△860
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△854	△276	380	△1,147
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△23.69	△4.65	3.67	△10.37
総資産(百万円)	5,111	7,670	25,945	28,390
純資産(百万円)	1,737	3,361	16,217	15,152
1株当たり純資産額(円)	△85.80	32.94	147.84	135.90

- (注) 当社は、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
PAY株式会社	100百万円	100%	決済サービスの提供
BASE BANK株式会社	87百万円	100%	金融事業

(注) 当社は、2022年1月1日付で、BASE BANK株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、当社、連結子会社であるPAY株式会社及びBASE BANK株式会社の計3社で構成されており、Eコマースプラットフォーム、オンライン決済サービス及び資金調達サービス等の事業を営んでおります。

当社は、ネットショップ作成サービス「BASE」を提供するBASE事業を、連結子会社であるPAY株式会社では、クレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY事業を展開しております。また、同じく連結子会社であるBASE BANK株式会社では、「BASE」を利用するショップオーナーに対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しております。

当社グループは、「BASE」を通じて、個人及びSMB (Small and Medium Business)層をエンパワーメントすることに、また、「PAY.JP」を通じて、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

① BASE事業

「BASE」は、ネットショップ作成サービス等を提供するEコマースプラットフォームであり、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用頂いているサービスです。

「BASE」では、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、当社が提供するデザインテンプレートを選択するだけで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、Eコマース運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術など様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

② PAY事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にして、インターネット上の「モノの売り買い」の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

③ その他事業

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」をご利用のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取ることによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」をご利用のショップのさらなる成長をサポートいたします。

(8) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
PAY株式会社	東京都港区
BASE BANK株式会社	東京都港区

(注) 当社は、2022年1月1日付で、BASE BANK株式会社を吸収合併いたしました。

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
211名	49名増	32.5歳	2.7年

(注) 使用人数には、上級執行役員及び執行役員を含んでおります。

使用人数には、臨時の使用人は含んでおりません。

使用人数には、他社からの出向者（1名）は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 376,440,000株
- (2) 発行済株式の総数 111,500,749株
- (3) 当事業年度末の株主数 36,882名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
鶴岡 裕太	16,134,802	14.4
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,947,400	6.2
株式会社丸井グループ	6,306,000	5.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,795,200	3.4
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	2,496,300	2.2
GOLDMAN SACHS & CO. REG	2,405,354	2.1
株式会社サイバーエージェント	2,255,000	2.0
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	2,140,530	1.9
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,057,033	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	2,011,100	1.8

- (5) 当該事業年度中に当社の会社役員 (会社役員であった者を含む。) に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	12,483株	2名
社外取締役	3,122株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鶴岡 裕太	代表取締役CEO	BASE BANK株式会社 代表取締役 株式会社CAMPFIRE 取締役
原田 健	取締役上級執行役員CFO	PAY株式会社 取締役
志村 正之	取締役	株式会社Shimura&Partners 代表取締役
飯島 三智	取締役	株式会社CULEN 代表取締役 株式会社モボ・モガ 代表取締役
歌川 文夫	常勤監査役	PAY株式会社 監査役
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ 代表取締役
山口 揚平	監査役	山口揚平公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役志村正之氏及び取締役飯島三智氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役歌川文夫氏、監査役阿久津操氏及び監査役山口揚平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役山口揚平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役阿久津操氏は、2022年3月23日開催の第9回定期株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたします。
5. 当社は、取締役志村正之氏、取締役飯島三智氏、監査役歌川文夫氏、監査役山口揚平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 代表取締役CEO鶴岡裕太は、当社子会社であったBASE BANK株式会社の代表取締役を兼職しておりましたが、2022年1月1日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役を退任しております。
7. 取締役を兼務しない上級執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
山村 兼司	上級執行役員COO
藤川 真一	上級執行役員SVP of Development

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である志村正之氏、飯島三智氏並びに社外監査役である歌川文夫氏、阿久津操氏及び山口揚平氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社グループのすべての取締役及び監査役

② 契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して、被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬及び株式報酬を支払うこととしております。

イ 当該方針の決定の方法

取締役会の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

ウ 当該方針の内容の概要

a 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

b 非金銭報酬等の内容、その額若しくは数又は数の算定方法の決定方針

非金銭報酬等は、税制適格ストックオプション又は株式交付日から3年以上の譲渡制限期間又は退任を譲渡制限解除条件とする譲渡制限付株式とし、各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて、総合的に勘案して決定するものとしております。

c 取締役の個人別の報酬等における金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定方針

株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合としております。

d 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役CEO鶴岡裕太がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その具体的な内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて決定するものといたします。委任した理由は、当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容を踏まえ個人別の報酬額について決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものといたします。

エ 当該事業年度における取締役の個別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方

法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議いただいております（使用人兼取締役の使用人分給与は含みません）。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、株式数を285,000株以内（うち社外取締役分は28,500株以内）と決議いただいております。なお、同決議では、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる株式数の上限は57,000株以内（うち社外取締役分は5,700株以内）でしたが、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整がされております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査役の報酬の額は、2019年8月28日開催の臨時株主総会において、年額19百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

「3. (4) ①ウd取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する場合における事項」に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等に関する事項

株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限付株式報酬を付与しております。報酬限度額及び当該決議の対象となった役員の員数は、「3. (4) ②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項」のとおりです。当該株式報酬の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	60百万円 (9百万円)	54百万円 (7百万円)	6百万円 (1百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17百万円 (17百万円)	17百万円 (17百万円)	-百万円 (-百万円)
計 (うち社外役員)	10名 (6名)	78百万円 (27百万円)	72百万円 (25百万円)	6百万円 (1百万円)

(注) 1. 上記には、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
 2. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)は、当期の費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役志村正之氏は、株式会社Shimura&Partnersの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・取締役飯島三智氏は、株式会社CULEN及び株式会社モボ・モガの代表取締役であります。なお、当社と株式会社CULENとの間で広告出演に関する取引があります。また、株式会社モボ・モガは、ネットショップ作成サービス「BASE」を利用してネットショップを運営しています。
 - ・監査役阿久津操氏は、株式会社ココブリーズの代表取締役であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役山口揚平氏は、山口揚平公認会計士事務所の所長であります。当社と兼務先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	志村正之	当事業年度開催の取締役会25回全てに出席いたしました。金融・決済業界への深い知見と幅広い経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外取締役	飯島三智	取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会20回全てに出席いたしました。複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	歌川文夫	当事業年度開催の取締役会25回全て、監査役会22回全てに出席いたしました。長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	阿久津操	当事業年度開催の取締役会25回のうち24回、監査役会22回のうち20回に出席いたしました。長年にわたるビジネス並びに会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
社外監査役	山口揚平	当事業年度開催の取締役会25回全て、監査役会22回全てに出席いたしました。公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断し同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要な課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,433	流動負債	16,823
現金及び預金	24,053	営業未払金	12,745
未収入金	6,631	営業預り金	3,707
その他の	843	チャージバック引当金	16
貸倒引当金	△95	その他の	353
固定資産	558	固定負債	61
有形固定資産	101	負債合計	16,885
建物	63	純資産の部	
その他の	37	株主資本	15,102
無形固定資産	3	資本金	8,552
投資その他の資産	453	資本剰余金	7,362
投資有価証券	183	利益剰余金	△813
その他の	270	その他の包括利益累計額	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純資産合計	15,105
資産合計	31,991	負債・純資産合計	31,991

連結損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	9,931
売 上 原 価	4,307
売 上 総 利 益	5,623
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,601
営 業 損 失 (△)	△977
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
受 取 手 数 料	20
講 演 料 等 収 入	1
そ の 他	2
	24
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	3
コ ミ ツ ト メ ン ト フ イ 一 経 常 損 失 (△)	4
	7
	△960
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	258
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△25
法 人 税 等 調 整 額	△3
当 期 純 損 失 (△)	△24
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△1,194
	△1,194

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,664	流動負債	13,175
現金及び預金	23,344	未払資金	337
前払費用	458	未払費用	1
未収入金	3,553	営業未払金	12,745
その他の	395	営業預り金	55
貸倒引当金	△86	預り金	17
固定資産	725	チャージバック引当金	16
有形固定資産	101	固定負債	61
建物	63	繰延税金負債	9
工具、器具及び備品	37	資産除去債務	52
無形固定資産	3	負債合計	13,237
特許権	2	純資産の部	
商標権	0	株主資本	15,149
ソフトウエア	0	資本金	8,552
投資その他の資産	620	資本剰余金	7,362
投資有価証券	183	資本準備金	7,362
関係会社株式	167	利益剰余金	△766
長期前払費用	24	その他利益剰余金	△766
敷金及び保証金	245	繰越利益剰余金	△766
資産合計	28,390	評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純資産合計	15,152
		負債・純資産合計	28,390

損益計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	8,420
売 上 原 価	3,002
売 上 総 利 益	5,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,296
営 業 損 失 (△)	△879
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 手 数 料	20
講 演 料 等 収 入	1
そ の 他	1
	26
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	3
コ ミ ツ ト メ ン ト フ イ 一 経 常 損 失 (△)	4
	7
	△860
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	258
関 係 会 社 株 式 評 価 損	53
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	311
	△1,172
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△25
法 人 税 等 調 整 額	△3
当 期 純 損 失 (△)	△25
	△1,147

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告書

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山根洋人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有吉真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、BASE株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山根洋人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有吉真哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、BASE株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査役会監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月16日

BASE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 歌川文夫

㊞

社外監査役 阿久津操

㊞

社外監査役 山口揚平

㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図



会 場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
RoomA+B

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

交 通

南北線「六本木一丁目駅」 直結

日比谷線・大江戸線「六本木駅」 徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。